

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	1頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策室	1頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育改革室	2頁

お 知 ら せ

平成22年3月29付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三号

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第十号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、三五一人」を「三、三六八人」に、「二六二人」を「四六八人」に、「三八人」を「三七人」に改め、同条第二号中「九七四人」を「九八三人」に、「一、〇八三人」を「一、〇九一人」に改める。

第四条第一号中「六、三三三人」を「六、三三九人」に、「四〇七人」を「四〇一人」に、「三三三人」を「三五五人」に、「四〇八人」を「四〇四人」に、「七、二六一人」を「七、一七九人」に改め、同条第二号中「三、五三三人」を「三、五三四人」に、「二六四人」を「二六五人」に、「三三人」を「二六人」に、「一七三人」を「一七六人」に、「三、八九二人」を「三、九〇一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第十一号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

三重県立尾鷲高等学校	尾鷲市	全日制	定時制
同 長島分校	北牟婁郡紀北町	全日制	

」を

「

三重県立尾鷲高等学校	尾鷲市	全日制	定時制
------------	-----	-----	-----

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において三重県立尾鷲高等学校長島分校に在学している者は、この条例の施行の日に三重県立尾鷲高等学校全日制課程に在学しているものとする。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社